平成２３年（フ）第２３１号
札幌市東区北12条東５丁目１番10―201号
債務者　井上　　純
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３号
北海道千歳市信濃１丁目11番６号
債務者　伊藤　英也
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４号
北海道千歳市信濃１丁目11番６号
債務者　伊藤　幸恵（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８号
札幌市手稲区富丘４条６丁目１番４号　市営住宅４号棟106号
債務者　宮崎　圭司
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３号
札幌市北区北31条西４丁目２番18号　孝信ハイツ117号
債務者　臼井　猛志
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２号
札幌市豊平区豊平５条２丁目１番35―404号
債務者　秋村　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１号
札幌市南区川沿18条２丁目１番32号
債務者　上野　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６３号
札幌市白石区北郷３条12丁目４番５号　沢田アパート
債務者　佐々木晴一
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３３号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番１―106号
債務者　橋本　信雄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
福島県会津若松市南千石町１番10号
債務者　池田　文子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
群馬県高崎市新町1236番地８　県営117号、住民票上の住所埼玉県本庄市駅南２丁目21番15号
債務者　安井　真守
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５４６号
埼玉県東松山市新宿町24番地15
債務者　出雲　光男
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５４７号
埼玉県東松山市新宿町24番地15
債務者　出雲　一惠
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７３号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井団地23―102
債務者　江連えみ子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７５５号
神奈川県座間市緑ケ丘６丁目16番８号　正豊マンション103号
債務者　白川　　弘
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８０号
神奈川県座間市さがみ野１丁目６番８―407号　サン・コーポラス座間
債務者　福島　舜六
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８号
相模原市中央区上溝３丁目14番４－５号
債務者　伊藤　和春
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部